

〈身につけよう！医学図書館員の基礎知識〉

貸出サービス

1. はじめに

利用者と接する第一線であるカウンター業務の中で、貸出サービスは占める割合も大きく、かつ利用者の範囲も広い。それだけに、図書館の印象を決定づける要因は大きくなる。

公共図書館では図書館を評価する際に貸出冊数をあげることが多いが、雑誌の利用が大きなウエートを占めている医学図書館においては必ずしもあてはまらない。とはいうものの、単行書に限れば、やはり貸出冊数は利用度をはかる目安になる。

貸出とそれに伴う業務内容は、図書館の事情によって当然違ってくる。実はあらためて当館の実態を考えてみると内心忸怩たる思いなのだが、ここでは自分のことは棚に上げて(?) 基本的と思われることを紹介する。

2. 貸出条件

貸出条件は、図書館利用の現状、あるいは目標とする利用状況を考えて決めるものである。

当館の貸出状況を見ると、学部学生、短大生への貸出の多くは単行書であり、大学院生、研究生および教職員は雑誌が圧倒的である。医系の大学院生や研究生は、すでに臨床にも携わっていることが多く、図書館利用の内容は教職員と変わらない。

1) 貸出冊数

貸出冊数は期間と併せて考える。決められた期間内に読める冊数は限られるので無制限でよいという意見もある。しかし、必ずしも読める分量を把握し、また全部読むつもりで借りるとは限らな

いので、限度は決めておいたほうがよい。特に学生の場合、試験時やレポートの提出時にはその分野の資料に集中するので、特定の人に独占されることがないようにしてはならない。

2) 貸出期間

貸出期間は、短すぎると読了できないが、長すぎると借りていること自体忘れてしまう恐れがある。また他の利用者にもその資料を利用する機会を保障しなければならない。一般的に単行書は2週間程度が多いようである。予約のない場合は、期間延長を認めることもよく行われている。大学図書館では、休業期間中に長期の特別貸出を実施することも多い。

雑誌の貸出は、より慎重に考える必要がある。医学図書館において、雑誌は研究者の生命線ともいえる。したがって「いつでも図書館に行けば見ることができる」ことを守るために、貸出をしない図書館もある。また、製本雑誌は貸しても未製本雑誌は不可、あるいは最新号は貸さないという方針もかなり見うけられる。医学では最新情報が特に重要であること、利用の多い新しい雑誌は未製本の状態が多いこと、紛失の恐れが大きいことなどがその理由としてあげられている。たとえ貸出をしても、単行書に比べ一般に期間が短い。

貸出をしない根本的な要素として、単行書との利用方法の違いがあげられる。特に研究用の雑誌は1冊全部必要ではなく、その一部の論文なり、記事なりが必要とされる。したがってその場で読んだり、コピーをすれば済む。もちろんそのためには複写機を設置したり、未設置の場合は、閉館

時だけ貸し出す一夜貸（オーバーナイト）、コピーのために数時間のみ貸し出すような制度で補わなくてはならない。

参考図書は、貸出をしないのが一般的である。またビデオなどの視聴覚資料も、著作権上問題のないものでなければ貸出はできない。

3. 貸出業務の実際

1) 貸出方式

貸出方式は、今ではコンピュータによる図書館が圧倒的であろう。どのような方式でも、その選択にあたっては、次の条件を考慮する。

- ① 処理に利用者・図書館側の手間がかからないこと
- ② 資料、または借出者からの検索が容易であること
- ③ 返却日がわかりやすいこと

貸出をする前に、利用者の登録をする。氏名のほか、所属、住所など、最低限連絡ができる程度のデータは必要である。

実際の処理にあたっては、確実を期すること。ミスは利用者とのトラブルにつながり、解決に人手と時間もかかり、ひいては利用者の信頼を失うことにもなりかねない。

2) 予約

貸出中の資料を必要とする人のために、予約サービスをするのは多い。その資料の返却時に、予約者に連絡して一定期間取り置く。確実な連絡と速やかな借用により、無駄に資料を保留する事態にならないように気をつける。

3) 秘密の保持

「利用者の秘密を守る」ことは図書館員の鉄則である。

4. 延滞・督促・罰則

延滞は、貸出で最大の悩みの種といっても過言ではない。閉館時にも返却が可能なブックポストを設置する、資料に返却期限を表示して借出者の注意を促すなど、延滞を防ぐことが第一である。それでも延滞した場合は督促する。期限後どの程度の猶予期間をおくかは、資料の利用状況にもよる。雑誌は貸出条件からみても早いほうがよい。督促は現物が書架にないことを確認した後に掲示、電話、督促状送付等を行う。作業量が許せば掲示より本人に直接督促するほうが、また督促頻度は多いほうが当然効果がある。

延滞の罰則は、貸出停止、延滞料徴収が主である。貸出停止は利用を妨げるのでよくない、生命を預かる医師の場合は難しいなどの意見もあるが、罰則あるがゆえに返却されることがあるのも事実である。いずれにしろ、罰則は返却を促し、以後の延滞を防止する教育となるものとしたい。

5. 終わりに

貸出の制限は、個人の利益を制限することにより、利用者全体にとって最大の利益になるよう図るものである。個々の業務についてそれは何のためなのか、利用者にとってどういうものなのかを常に問い直していきたいものである。

参考文献

- 1) 前川恒雄. 貸出し. 東京: 日本図書館協会; 1982.
- 2) 畠山悦子. 雑誌の貸出期間について. 第12回医学図書館員セミナー論文集. 1985:51-62.

その他、医学図書館、医学図書館員研究集会論文集、医学図書館員セミナー論文集など。索引のあるものは「貸出」で探すことが可能。

(新潟大学附属図書館旭町分館 佐々木みどり)